

政令第 号

水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令

内閣は、水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）第二条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）の一部を次のように改正する。

第三条の三に次の一号を加える。

五十六 一・三・五・七・テトラアザトリシクロ「三・三・一・^{三・七}一」デカン（別名ヘキサメチレンテトラミン）

附 則

この政令は、平成二十四年十月一日から施行する。

理由

一・三・五・七・テトラアザトリシクロ「三・三・一・^{三・七}」デカンによる水質の汚濁を防止するため、当

該物質を指定物質として指定する必要があるからである。